

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 大津ひかり福祉会

平成29年11月25日施行

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 大津ひかり福祉会

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人 大津ひかり福祉会（以下「法人」という。）の役員等の費用弁償に関する事項を定める。但し、施設職員を兼ねる役員（理事）においては、法人が別に定める関係規程を準用する。

(用 語)

第2条 この規程において役員等と称する用語は、法人における理事・監事及び評議員を含めて役員等と称する。

(報 酬)

第3条 法人の役員等に対し、役員等であることのみにおいては定款第8条、及び第21条の規程により報酬は支給しない。

(費 用 弁 償)

第4条 法人の役員等が、法人にとって必要な業務のために会議ならびに研修に出席するため、或いは出張したときは、その費用を弁償する。

2 交通費は、役員等の居住地から計算し、一般的な公共交通機関による実費額、もしくは必要に応じた手段を用いての実費額を前払い、もしくは後日の精算払いとする。

3 交通費以外の費用弁償額は、次の通りとする。

会議参加費（研修会費）	・・・	全額
交流会参加費	・・・	全額
宿泊費	・・・	1泊¥13,000を上限に支弁する

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決ならびに評議員会の承認を経て改廃する。

付 則

1 この規程は、平成29年11月25日、旧規「役員等の報酬等に関する規程」を廃止、本規として内容・名称を改めて新規制定、同日より適用する。